この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童虐待防止対策部会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/44670211）からご覧いただけます。

2024-06-25　こども家庭審議会児童虐待防止対策部会（第４回）

13時00分～15時00分

○山縣部会長　定刻になりましたので、これから第４回の児童虐待防止対策部会を開催いたしたいと思います。

本日は御多忙のところ、お集りいただきましてありがとうございました。この数日、各地、大変な雨が降っておりますけれども、皆さん方の現場のほうは大丈夫でございましょうか。

今日は対面とオンラインの併用会議で開催をさせていただきます。オンラインの方々、声は聞こえておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日は、委員のうち、倉石委員と畑山委員が所用のため途中までの出席と伺っております。お二人の方々、必要があるところで積極的に御発言をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

それから、自治体の人事異動で、松戸市こども部長の伊原委員が板花委員に交代されましたので御報告を申し上げます。板花委員、これからよろしくお願いしたいと思います。

では、審議に入っていきますけれども、まず、事務局のほうから資料の確認をよろしくお願いします。

○河村虐待防止対策課長　事務局より資料の確認をさせていただきます。

配付資料の右上に資料番号を付しておりますけれども、資料１として、この間の動きを踏まえた要制度改正点について、資料２が児童福祉司の任用資格の要件関係について、資料３が、子ども・子育て支援法等の一部改正する法律（ヤングケアラー関係）の施行について、資料４がこどもまんなか実行計画、資料５がいわゆる骨太の方針、資料６が、先般の改正児童福祉法の施行の通知でございます。そのほか、参考資料１～５と、あと、増沢委員から資料を御提出いただいております。

以上、お手元にございますでしょうか。

○山縣部会長　特に過不足がなければ、このまま進めていきたいと思います。途中で不足・落丁等ございましたら、事務局のほうにチャット等でお申し出をいただけたらと思います。

本日の部会ですけれども、傍聴希望者の方向けにYouTubeでのライブ配信をさせていただいております。ただし、これ以降の録音・録画につきましては禁止とさせていただきます。皆様方、よろしくお願いしたいと思います。

頭撮りはここまでということでございますので、記者の方には御退席をお願いしたいと思います。

（報道関係者退室）

○山縣部会長　御協力ありがとうございました。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思います。

まず、議題（１）「制度改正を要する事項について」、この間の動きについて事務局から説

明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○河村虐待防止対策課長　資料１をお手元に御用意いただければと思います。

資料１につきましては、この間の様々な動きを踏まえて、この後、法改正が必要なのではないかという内容について、御提案をさせていただくものになっております。直近の可能な機会に法改正に臨んでまいりたいと考えている事項になります。

資料１、１ページ目の内容ですけれども、一時保護委託関係でございます。

上の段の「制度の現状・背景」でございますけれども、この部会でもいろいろと御議論いただいてきましたが、先般の改正児童福祉法の中で、一時保護施設の設備・運営基準が設けられてこの４月から施行されているところでございますが、一方で、今、現場の一時保護の半数ぐらいを占めている一時保護の委託先に関しては特段の基準がなく、児相長等が適当と認める者への委託が可能になっていて、質の担保が課題になっていると。

こうした中で、矢印の下の「改正のイメージ（案）」のところございますが、一時保護委託について、例えば一時保護委託を受けるために事前に登録を受けた者に対してのみ行えることとするなど、登録制を設ける等によって質の担保ができるような法制上の措置をとっていってはどうかと。

登録制を設けることになった際には、現在、私ども、同時並行で内閣法制局にも相談させていただいておりますが、登録を受けた者に対する報告聴取等の指導監督関係の規定を設けることや、登録を受ける際の基準として、国のほうで参酌すべき基準を府令等で定めた上で都道府県単位で条例で定めていただくと。その基準に合致する者に登録を適用にする。

あとは、そうは言っても登録を受けた方以外で、例えばこどもと特定の人間関係、信頼関係が厚い者に、例えば一時保護委託を急きょ行う必要があるような事態も発生し得ますので、直ちに登録以外の者で一時保護委託を行うことが必要な際は、２週間程度の期間であれば、登録を受けていない者であっても一時保護を行えるようにしていく等も併せて検討しておりますが、何らかのこうした形で一定の質が担保できるような法制上の措置をとっていってはどうかという提案内容になっております。

下の※のところでございますが、登録制度の創設に伴いまして、先般成立をいたしましたDBS法の犯歴証明を取ることが可能な事業者として、一時保護委託先の追加を行っていくということも想定をしています。

２ページ目でございます。２ページ目は、面会通信制限関係でございます。

上半分の「制度の現状・背景」ですけれども、現行の虐待防止法の中で虐待を行った保護者に関して面会通信制限等ができると。一方で、行われた疑いの段階については、明示的な規定の対象にはなっていないところでありますけれども、実際の現場におきましては疑いの段階の場合であったとしても、面会通信制限をこどもの観点からすべきケースがありまして、そういった場合は行政指導等で対応されているという実情にあるかと思います。

この辺りにつきまして、矢印の下の「改正のイメージ（案）」のところでございますが、虐待が行われた疑いの場合につきましても、児童の心身に有害な影響を及ぼす恐れが大き

いと認める場合についても、面会通信制限が行えるということを明示的に規定をしていくと。こういった形で保護者の同意がないとしても、面会通信制限が行われる場合に関して、法制上、明確化をして適切な運用が図られるようにしてはどうかと。

※のところでございますが、面会通信制限のほか、児童の住所等を明らかにしない措置についても、併せてパラレルな形で措置をしてはどうかという提案内容になっております。

続きまして、３ページでございます。

３ページにつきましては、虐待部会関係以外の様々こども関係の議論についても、今、同時並行で議論が行われておる点ですが、保育所等における虐待対応の強化として、現行の児童福祉法ですと、施設の中の虐待につきましては、いわゆる被措置児童虐待の規定があるわけですが、保育所等々の契約の世界に関しては、そういった通告義務等が設けられていない状況でございます。

ここにつきまして、矢印の下の「改正のイメージ（案）」のところでございますけれども、もっぱら保護者と離れた環境下でお子さんに保育・居場所の提供等の支援を行う施設・事業関係について、網羅的にこういった被措置児童虐待とパラレルの通告義務等を設けていこうという方向性になっておりますので、虐待部会の所管関係でいきますと、意見表明等支援事業についても対象としていってはどうかという内容でございます。

資料の御説明は以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございました。

大きく３点、制度改正、あるいは、その進捗状況につきましてお話をいただきました。

これから意見交換、30～40分時間を取ろうと思います。オンラインの方々は「手を挙げる機能」、あるいは、気がつかない場合は声を上げていただいても結構ですので、指名をいただいた方から御発言をいただきたいと思います。

では、自由に御発言をお願いしたいと思います。倉石委員、お願いします。

○倉石委員　すみません、今日は先に失礼させていただきますので、勝手ながら最初に意見を述べさせていただきます。

事務局のほうから、資料を説明いただいてありがとうございます。私のほうからは、資料１枚目の一時保護委託先のことについてです。

一時保護委託先というのは、なかなか難しい状況もあるということを私も聞いておりますので、「適当と認める者」というところの案件、特に課長が説明いただいたようなこども同士とか、その御家庭とか学校と、その御家庭との関係とか、そういうところでこどもさんを一時的に保護をお願いするということは、今後もあってもいいのではないのかなと考えております。

ボランティアレベルのところから、適度に責任を持っていただくレベルのところに変えていただくということですが、認める要件については、できるだけハードルは下げると言いますか、速やかに手続きが行えるようにお願いしたいということ。

もう一方、委託期間については慎重に議論していただいたほうがいいだろうなと思って

います。つまり、できたら短期で、児童相談所が、例えば一時保護が行われた子の養育環境をしっかり確認し、安定しているようであれば更新していく。一時保護は２か月単位で考えられていますけれども、この辺りについては弾力的に考えていただくような方向性を持っていただけたらと思っております。

以上です。

○山縣部会長　倉石委員、後半の話は２か月という期間の話ですか、それとも、委託一時保護の話でしょうか。

○倉石委員　全てではなくて、一時保護委託先で今後幅が広がってくるときの話です。

○山縣部会長　了解しました。ありがとうございます。

続いて、薬師寺委員お願いします。

○薬師寺委員　私も一時保護委託先の登録制度の創設に関連して、大阪府の現状から申し上げます。

乳児につきましては乳児院や里親に一時保護委託して、幼児期以上のこどもは一時保護所で一定のアセスメントを行った上で、一時保護の継続が必要なこどもを自立援助ホーム、里親・ファミリーホーム、児童養護施設や障害児入所施設等に一時保護委託しているところです。

しかしながら、ここ数年は児童養護施設において、小規模化、地域分散化が進みまして、また、職員確保が困難になっていることから、一時保護委託のみならず、入所の受入自体が困難な状況になっております。

一時保護専用床の設置に向けましても、職員確保の課題が大きい状況です。児童養護施設等が一時保護委託を受けるにあたっては、一時保護所と同様にアセスメントと個別的なケアが求められまして、アセスメント記録の作成や児童相談所との協議による支援内容、個別的支援を実行するためには、措置費の加算等のインセンティブが必要ではないかと考えます。

また、虐待を受けてきたこどもの一時保護にあたりましては、自傷他害等の行動上の課題を抱えたこどもが増えてきておりまして、一時保護所の通常の体制で対応することが困難なことから、担当児童福祉司等が個別に泊まり込んで対応したり、児童精神科医療機関への入院を依頼することがあります。

児童精神科医療機関においては、児童精神科医が不足する中で何とか協力していただいて、こどもの精神医学的アセスメントや治療に対応していただいているところです。児童精神科医の養成確保にも、国としてより一層取り組んでいただきたいと思っておりますが、そのような中、医療機関への一時保護委託については、こういった厳しい実情を踏まえまして、登録制度の対象外とするなどの制度検討をしていただきたいと思っております。

他方、複雑な家族関係の中で、こどもが祖父母や兄弟などの親族宅での生活を望んでいるにもかかわらず、親権者が同意せず、一時保護せざるを得ない場合も増えてきております。現状では、親族里親登録、児童福祉法第28条申立て等の対応を行い里親委託を行うこともあ

りますが、こどもの意見を踏まえて柔軟な対応ができますよう、一時保護委託先として親族も想定して検討いただければと思います。

以上です。

○山縣部会長　具体的な提案をありがとうございました。

一時保護の目的であるところのアセスメント、これも当然、単に保護すればいいわけではありませんので、支援をお願いしたいという話でした。

では、続いて畑山委員、お願いします。

○畑山委員　新たな法改正ということですけれども、まず、３月末に要綱であったりガイドライン等がこども家庭庁から発出されたと思いますけれども、自治体レベル、現場レベルでなかなか運用が進まなかったりとか、格差が広がっている現状もありますので、しっかりこどもたちに還元されているのか、こども家庭庁のほうでも見ていく必要があるだろうなという思いがあります。

私からは１点、資料１の２ページ目の面会通信制限についてです。

令和２年に一時保護中のこどもが亡くなった件でも面会通信制限について課題が挙がっていて、こどもが親との面談を繰り返し望んだんですけれども、半年以上会うことができなかった。その中で亡くなっていった事例があったんですけれども、現状としては、面会通信制限は行政処分として行うようになっていますけども、この改正の意図としては、こどもを守るために児相の権限を整備する必要があるということかと思うんですけれども、改正を行うのであれば、こどもたちの親に会いたいという気持ちであったり、そういった声や思いを大事に扱ってもらえる仕組みを同時に考えなければ、児童相談所の権限だけ強くなる印象というのを持ちました。

場合によっては、親と面会することがこどもの精神的な安定につながる場合もあると考えるところでは、意見表明等支援事業を活用できるようにしたり、必要最低限の制限にするために面会に係る法律の定期的な見直しであったり、長期的に会えない場合においてもしっかりこどもや親に説明する機会を定期的に設けるであったりとか、親に会えないということはこどもにとって大きなものがあると思いますので、児相が方針を決定する前に児福審であったり、第三者の意見を聞く機会の確保であったりとか、そういったところをしっかりガイドラインに示す等、議論を進めていっていただきたいなと思いました。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございます。面会通信制限に関する御意見でした。

続いて、中村委員お願いします。

○中村委員　よろしくお願いします。私からは２点あります。

薬師寺委員の意見と重なるかなと思いますが、１つは一時保護の部分です。

いろんな一時保護委託があると思いますが、インフォーマルな形で、例えばお子さんの身近な友達のお母さん、ママ友と言われている人たちに一時保護をするとか、こどもの育ちに身近な人たちが一時保護先としてあるのはすごくいいなと思っています。２週間程度、緊急

を要する場合というお話もあったと思いますが、こどもの育ちを視点に考えたときに、分離をして全然違うコミュニティーとか一時保護施設にというよりは、より身近な地域のコミュニティーの中で一時保護をお願いしていくというときに、例えばママ友に事前に登録してもらうとか、２週間後に登録してもらうというのが現実的なのかなと思うと、従来の保護でいうと児相長が適当と認める者ということで、児相長の判断のもと適した一時保護がされていると私は理解しています。

その辺を考えたときに、これまでの一時保護委託ができなくなったり、制限がかかるのであればよくないなと思いますし、一方で、質の担保ということも、こどもの育ちにとってはすごく重要なところなので、この辺でしっかり枠組みを決めてしまうことがこどもの一時保護にどんな影響を与えるのだろうかということを資料を読みながら考えていて、明確にこうしようというアイデアはないですけども、こどもの視点に立ったときに、専門的な場所に一時保護委託をすることが本当にベストなのかということは悩ましいなと思いました。

もう１つは、子育て支援のサービスが十分でないので一時保護を活用する場合もあると思います。アセスメント保護が必要な場合もあると思いますが、本当はショートステイサービスを利用したかったが受け皿がなかったとかもあると思います。サービスが十分に利用できない状況にある中で一時保護を利用するとなったときに、児童相談所の介入時に児童虐待の可能性があるかもというレベルとはまた違う状況で一時保護されるときに、それが全て法改正で適用されるとなると窮屈な印象を受けてしまうところがありますので、こどもの育ちより、質の担保に偏りすぎていないか懸念しています。もちろんすごく重要なのは理解していますがという事が１点。

もう１点、面会通信制限は畑山さんと同じ意見で、私もこの資料を見させていただいたときに、こどもが会いたいか、会いたくないか、こどもの意向の部分もすごく重要ですので、その辺を考えた中で面会通信制限をかけるのかかけないのかということを考えて頂けたらと思います。もちろん保護者の意向もあると思いますが、こどもが会いたくないと言っているのに無理やり会わせるのもよくないですし、会いたいと言っているのに会えなかったということも、また、こどもの育ちにとっては傷付きの経験になると思いますので、この辺をしっかり、「こどもの」というところを主語にした形での法改正をお願いしたいと思っています。

以上です。

○山縣部会長　保護者とこどもの意向の双方、とりわけこどもの意向を尊重したという提案でした。ありがとうございます。

川村委員、お願いします。

○川村委員　資料１の３ページ目、虐待対応の強化について３点申し上げます。

まず、意見表明等支援事業について、虐待の通告義務の対象としてはどうかという御提案だと思いますけども、この事業の性質上、周囲の目が入りにくいことがあると想定されるので、こども本人がSOSを出しやすいように、本提案と合わせて、これに関するこどもの認知

向上、こどもへの周知を図る必要が同時にあるのではないかと思いました。こどもからすると、権利を守ってもらうために意見表明等支援事業を利用していくのに、そこで虐待や権利侵害が起きたら、次は誰に助けを求めたらいいのかというふうに感じると思います。

２点目が、対象の考え方、「保護者と離れた環境下」というところですけれども、家から離れた場所における施設や事業が前提だと思って読みましたけれども、それだけではない、保護者の家で行われる事業、サービス等をやって、保護者が不在中にこどもと外部の支援者のみの空間でこどもがサービスを受けることが想定されるものがあれば、条文とまでは行かなくても、注意喚起やその他のような形で本改正案に補足してはどうかと思いました。

３点目が、児童養護施設等職員による被措置児童虐待、児童福祉法第33条10の関連ですけども、虐待の通告義務について、児童養護施設等の中には社会的養護自立支援拠点事業は含まれていませんけども、この拠点事業は今まさに保護、措置、委託されているこどもや、これらが解除されて保護者の元に帰ったこどもが利用することも考えられるので、そうした方々、対象施設や事業の考え方に拠点事業を利用と思いますので、この事業についても虐待の通告義務も対象に、網羅性の観点で加えてはどうかと思いました。これだけ列挙しているのであれば、「等」は付いているんですけども、列挙したらどうかなと思いました。

以上です。

○山縣部会長　具体的な提案、ありがとうございます。

かなり手が挙がっておりまして、今、大久保委員、浜田委員、藤林委員、上鹿渡委員、北川委員、その順で指名させていただきます。大久保委員、お願いします。

○大久保委員　よろしくお願いします。

何点かありまして、１つは一時保護委託の関係ですけど、先ほど中村委員から市町の子育て支援事業の話が出てたんですけれども、当県でも里親さんとかファミリーホームに一時保護委託している事例がかなり多いです。こちらで心がけているというか、気にしているのは、定員管理というか、こどもの人数、どれだけのこどもを預かっておられるかというのが、市町村事業と県事業、児相事業で分かれてしまうと、どこかが管理しないといけない。個人情報にも関わる部分が双方ありますので、そこら辺は情報共有できる仕組みが今後必要なのではないかなと思っております。

２つ目は、質問でもあるんですけれども、面会通信制限の関係ですが、今の法律の立てつけからいくと、その先の接近禁止と罰則規定までがつながってあるんですけれども、今回の法改正というか、制度改正に関しては、接近禁止の虐待防止法12条の４、そちらのほうは今のところ考えておられないという認識でよろしいでしょうか。質問させてもらいます。

以上です。

○山縣部会長　今の質問の部分は先に片づけておいたほうがいいかなと。ほかの質問にも関係してくると思いますので。

○河村虐待防止対策課長　現時点におきまして、今御指摘いただいた12条の４についての改正を検討しているものではございません。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童虐待防止対策部会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/44670211）からご覧いただけます。

○山縣部会長　それを踏まえて、大久保委員、何かありますか。改正すべきだとか、確認をされた上で。

○大久保委員　そうなると、今の規定でいくと、接近禁止、最初に面会通信、全部制限かけて次の段階ということになるんですけれども、そこでできるのとできないのがあるということを、運用上しっかりと認識しておかないといけないなと考えております。

○山縣部会長　ありがとうございます。

　では、浜田委員、お願いします。

○浜田委員　私からも、虐待防止法12条の改正についての意見を述べたいと思います。

　実務上、皆さんのお耳にも入っているかもしれませんが、かなりホットな話題になっておりまして、全国各地でいろいろな裁判がなされていると風のうわさレベルを含めて私の耳にも入っているところです。

　私が見る限り、裁判例の方向性もまだ定まったとは言いがたいというのが現状ではないかと思います。もうちょっと言いますと、そもそも面会通信制限というのは、どこからどこまでがここで言う面会通信制限なのか。例えば、日程を調整することというのは、ここで言う面会通信制限に当たるのかというところからの論点もあります。さらに言うと、防止法12条だけ見ていても、このことは実はあまりよく分からないところがありまして、ほかにも併せて検討すべき条文がたくさんあるというのがこの論点だと理解をしております。

　そういった前提で考えますと、12条を改正すること、この方向性自体は私は賛成ですけれども、このときに、条文の文言がどうなるのかということはとても大事なところなので、文言をどうすべきかということについては、ぜひ慎重な検討をされたいとお願いを差し上げておきます。一番困るのは何かというと、そんなつもりが立法者側にないのに、条文がこうなったということはこういう解釈だよねみたいに、法改正の趣旨がまっすぐ伝わらないことが一番困るだろうと思っております。

　少なくとも現在争われている事例を国のほうでぜひ情報収集いただきまして、いろんな裁判例をご覧いただいた上で、その中でこの条文をどう改正すべきかということについて、検討を引き続きなさっていただきたいと要望しておきます。

　以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

　上鹿渡委員、お願いします。

○上鹿渡委員　ありがとうございます。

　今のお話の続きで、畑山委員や中村委員からも御指摘いただいた、２ページ、第12条が一番気になったところでした。今まで「恐れ」ではできなかったことを、「恐れ」で判断できるということになると、それを判断する方、ここだと児童相談所所長ということになるのですが、その方が恐れをどう捉えるか、この権限をどう使うかということにかなりよってきますので、恐れを正しく判断できる人、その権限を的確に行使できる人をどう確保していくかということが大事だと思いました。

精神保健指定医では、自傷他害の恐れということで措置入院ができたりして、私も精神保健指定医でそのような判断をすることがありましたが、その場合は２人で判断するとか精神保健指定医という資格で判断する人の質を担保した上で、権利に関わる判断なので、例えば今ある児童相談所長の研修だけで十分なのか分からないですが、そういったところを担保するようなことも同時に進めていただく必要があると思います。

少なくとも今回この部会で、これについて御意見が当事者委員からも複数出ておりますので、十分注意しながら、こどもを守るためにこの判断が非常に有効な場合もあるだろうというところで進めていただけたらと思います。藤林先生が多分これについて何か発言いただけるかなと思います。児相長としても精神科医としても御判断いただくところで何かご意見いただけたらと思っております。

○山縣部会長　藤林委員、先ほどは順番を飛ばして申し訳ありませんでした。

○藤林委員　そのことについては考えていなかったんですけど、まず最初に一時保護委託についてなんですけれども、薬師寺委員、中村委員が言われたのとほぼ同じような意見です。要するに、事前に登録されている方以外に一時保護委託というのは現場ではよくあることで、それがこどもにとって有益な場合もたくさんあるかなと思います。

先ほどの事務局からの説明では、登録されていなくても２週間程度であれば委託できるという説明だったと思うんですけれども、せっかくなじんだのに２週間たったら別のところに移動するというのは、こどもにとってはちょっとつらいというか、最善の利益という観点からはどうかなと思いますので、例えば２週間の間に登録できることで、２週間を超えても、こどもにとってなじんだ場所、以前から知っているところに一時保護委託が継続できるような制度設計を検討いただきたいなと思います。

それから、上鹿渡先生から振っていただいたので。

前から思っているんですけれども、児童相談所長というのはとても権利を制限できる、非常に重大な役割で、精神保健指定医とほぼ同じぐらい非常に責任が重大かなと思います。そう考えますと、児童相談所長の法定研修が就任時の１回だけとなっているのは、果たしてそれでいいのだろうかというのは前から思っていたところです。精神保健指定医は５年に１回ですけれども、児相長を５年もやる人はなかなかいないんですけれども、法律の改正も頻繁に行われているわけですから、３年に１回とか２年に１回とか、児相長の法定研修も改めて考え直していく必要があるのではないかなと、上鹿渡委員の意見を聞きながら思っておりました。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

北川委員、お願いします。

○北川委員　委託先の登録ですが、前例あるならば児童福祉関係だけではなく、今までどおり病院とか障害児関係の単独型の入所、短期入所とかそういうことも含めて幅を広くして、地方に下りたときに児童福祉関係だけにならないようにしてほしいなと思いました。

あと、柔軟というところで定員の問題もあるんですけど、今までファミリーホームはら兄弟の場合６人を超えてもということはあったんですけど、最近厳しくなりまして、こどもがそこのファミリーホームに行きたいと言ってもそうできないこともありますので、この辺を里親さんだったら４人以上とか、示してほしいなと思います。

あと、一時保護専用施設は今回は関係ないですけど、行動上の問題を抱えるこどもが来ますので１対１対応になることもあります。そのための人員配置が少ないので、この辺も今後考えていただきたいなと思います。

あと、面会ですけれども、先ほどから言ってますけど、虐待の疑いがあったとしても、こどもの気持ちはどうなんだろうというところで対応することも大事だろうなと思いました。

もう１つ、虐待が疑われたとしても、面会をするときにどんなふうに面会するかというのが大事かなと思います。実親さんへのアプローチはなかなか難しいということもありますが、面会によってこどもが安定する場合もあるし、不安定になる場合もありますので、面会の前にきちんと実親さんとの対話をケースワーカーがしていく。面会のときのこどもの気持ちだとか、間に入って面会するとか、そういう実親さんへのアプローチも大事な機会となると思います。

以上です。

○山縣部会長　薬師寺委員、再度手が挙がっていますか。

○薬師寺委員　はい。

○山縣部会長　久保野委員、薬師寺委員、相澤委員、一旦ここで止めさせてください。お三方については順次御発言いただこうと思います。では、久保野委員、お願いします。

○久保野委員　面会通信制限関係の件で申し上げます。

まず、基本としまして、面会通信ですとか居場所を明らかにするということは、親とこどもの関係として非常に基本的で重要な権利だと思っております。以前、一時保護や面会通信について検討会が行われました際にも、本来は司法審査が必要な事項だというような見解も示されていたかと思います。そのような重要な権利制限だという点につき、先ほどからもそのような前提での御意見が複数出ていると認識しておりますけれども、改めて申し上げたいと思いました。そのような捉え方を前提に３点申し上げます。

１点は、先ほど浜田委員から御指摘がありましたとおり、このような権利制限を行っていくにあたって、何を根拠にどのような基準で制限するのかということは、ほかの条文との関係等にも関わり、あるいはどのような根拠でそのような基本的な権利を制限することが正当化されるのかという一般的な考え方にも影響を与えるため、慎重に検討していただきたいという意見を私からも申し上げたいと思います。「恐れ」の段階でよいかどうかということが問題になるでしょうし、法令でいいますと、児童虐待防止法だけではなく、民法その他の関係法令との文言調整が重要になるかと思います。

２点目ですけれども、今回の御提案は、受けた児童ではなく、疑いの段階での御提案になっておりますけれども、児童虐待を受けた児童との関係での制限を定める12条の要件は必

要があると認めるときという一般的な要件になっている、ここは変えないということなのかどうかというところが気になる点でして、可能であればそちらも合わせて改正するのが望ましいのではないかと思います。

３点目に、住所の秘匿に関わりまして、※のところで提案がございますけれども、この点は、冒頭に述べましたような基本的な権利であるということも踏まえて、慎重に考えるほうがよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○山縣部会長　事務局、先ほどの質問に今答えることはできますか。

○河村虐待防止対策課長　面会通信制限関係については、先ほど浜田先生からも御指摘がありましたけれども、この間、高裁レベルで判決がいろいろと出ているものの中に、率直に申し上げて、今の状態ですと法の不備であるということを明確に指摘をされているものもございます。

それは虐待の疑い段階だったとしても、判決とはまた別ですが、ケースとしては、例えば制約の場合、非常に慎重に一時保護しながら親と話してアセスメントすべきシチュエーションだったとしても、完全に疑いの段階ですと明確に法的な根拠がない状態。現場のニーズとしてそれが理解されたとしても、法律上、積極的な規定になっていないという指摘のされ方も一部ございます。

児相の現場の皆様の今の課題と実情からしますと、そこはきちんとできるようにすべきだという御意見もいただいている一方で、本日たくさんの委員から御指摘いただいているとおり、これはあくまで、今まで比較的不分明で行政指導として広く行っているものについて、よりしっかりとした法的根拠、整理を行って適切な運用が図られるようにするという場面で、今回手当をしようというふうに考えております。

一方で、今、久保野委員から御指摘をいただいた、もともとの12条、虐待を受けた児童に関する既にはっきりしているこどもの場合の規定でございますけれども、こちらについて、条文の規定の仕方自体を今回改正するということは考えておりません。

以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございます。

含めて改正してほしいという意見があったということだけは、留めておいていただきたいと思います。

薬師寺委員、お願いします。

○薬師寺委員　面会通信制限につきましては、皆様から意見がかなり多く出されているんですけれども、児童相談所の現場の状況から申し上げますと、例えば性的虐待を受けた可能性のあるこどもを一時保護した場合などは、こどもが受けてきた虐待によっては、保護者への恐怖心が強くて、こども自身が虐待の事実をすぐに話すことができない、困難な場合もございます。

深刻な虐待からこどもを守るためにも、安心して家庭で起こっていたことを話せるよう

に、虐待の疑いの段階においても面会通信制限等が行える場合につきまして、先生方がおっしゃるように、明確にした法改正が必要と考えております。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員　ありがとうございます。

一時保護されるというのは、こどもにとって非常に不安が強いわけですよね、見捨てられ不安とか、分離不安とか、見通しが持てない不安とか。そういったこどもを引き受ける委託一時保護でございますので、きちっとした方に委託一時保護をしていただきたいと思いますので、その点についてのガイドラインというか、そういったものも考えておられると思いますけど、委託一時保護に対する登録のためのガイドラインとか、受けた後、どういうふうにこどもたちの養育をするのか、保護をするのか、そういったことについてのガイドライン等をきちっと考えていただきたいということが１点。

もう１つは、登録期間。一度登録をしたらずっと登録をし続けるのか、それとも、何年か経ったらそこでチェックを入れるのか。もう１つ大事なのは、委託一時保護を受けたこどもたちの声をどういうふうに拾っていくかということがとても大事で、その後の委託一時保護につながっていくことだと思いますので、そういった面も考慮しながら制度を推進していただければと思っております。

以上です。

○山縣部会長　今までなかった論点を２つ出していただきました。

特に里親さんとか個人的なおうちで引き受けていただく場合には、家族の変化等が起こりうる。そこの登録期間なり再審査をやるかどうか、そこは重要な課題かなと思いました。ありがとうございました。

このテーマについて一言も発言いただいてない方で、ぜひという方がいらっしゃいましたら、一方、二方ぐらい行けるかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員　実は昨日もある一時保護所に行ってきて思ったことです。自傷があって、壁をどついたりする児童でした。そんな中に、一時保護所の職員の方がうまく関わっておられる。最終的には一時保護所をその児童は出ましたけれども、その後もうまく児童相談所と関わっている。そんなことを考えると一時保護所の役目というのは、もちろんいまさら言うまでもないんですけれども、非常に大事なところがあるというふうに思います。

そんなかかわりの中で、面会制限とかそういうところの枠を規定することになりますが、一番大事なところは、枠が中身を規定していくというところはあります。枠が職員の人にどう使い勝手がいいようにするか、どう有効に働く、枠が職員の締め付けになっては逆効果で、枠が職員を守ったり、あるいは職員がそれを生かしてこどもに反映できたり、そんなふうな規定になってほしいなと改めて思いました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童虐待防止対策部会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/44670211）からご覧いただけます。

○山縣部会長　ありがとうございます。

ほかになければ、この議題１につきましては非常にたくさんの御意見をいただきまして、事務局のほうで検討していただく課題もたくさんあったと思います。

一言だけ、橋本委員の話で、面会通信制限のところで、その都度やるのか一定期間有効にするのかという辺りもひょっとしたらポイントかなと。こどもの状況とか保護者の状況は変わりますから、私のイメージで言うと、手続きは大変だけども申請があるたびに考えていく。ベースは考えておきながらも、その都度考えていくほうがこどもの利益にかなう可能性が高いと思っていますので、その辺も含めてコメントをいただけたらと思います。

非常に有効な御意見をたくさんいただいて感謝いたします。

続きまして２つ目、児童福祉司の任用資格要件が得られる「指定施設」の範囲、これを広げていこうという提案でございます。

よろしくお願いいたします。

○河村虐待防止対策課長　資料２に基づいて御説明させていただきます。

１ページ目の上の青いマーカー塗りのところに書かせていただいておりますが、児童福祉司の任用資格を得るための要件に関して、こども家庭福祉領域の幅広い実務経験を有する人の中から、より有為な人材の採用に結びつけていくために、指定施設の範囲を広げられないかというものでございます。

現行制度は、１ページ目の枠囲みの中で簡単に解説をしておりますが、児福司の任用要件は児童福祉法等規則で定められておりますけれども、こども家庭ソーシャルワーカーとか社会福祉士等に加えて、保育士・児童指導員等については「指定施設」における「相談援助業務」経験がある場合には任用ができるということになっております。

この「指定施設」の範囲につきましては、○の２つ目にありますとおり、まず、社会福祉士の資格の取得に際する「指定施設」の範囲になっているものを（１）で使った上で、さらに（２）で精神保健福祉士も同様に使った上で、さらに上乗せに当たるものを（３）でこども家庭庁の通知において定めるという構造になっております。

任用資格のルールについては、２ページ目に各ルールの図がございまして、赤字の部分は指定施設が関係しているところでございます。

３ページ目は、法制的にどこに根拠を持っているかというのを整理した一覧でございます。

４ページが、社会福祉士の世界で決まっている指定施設でございます。こちらにつきましては、厚生労働省で今は所管をして検討しておりますけれども、今般、厚労省側から社会福祉士のその範囲につきましても、私どもには直近の改正等で追加があるかどうかの照会がありましたので、一部予定のものも含めて記載をしておりますけれども、厚生労働省側とは４ページの下の点線囲みの中のとおり、今回の改正児童福祉法で創設をされたこども家庭センターをはじめとする各種こども家庭周りの事業類型についても、追加をする方向で厚生労働省と相談をさせていただいております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童虐待防止対策部会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/44670211）からご覧いただけます。

５ページは、精神保健福祉士法の中で指定施設になっているものでございます。

今回御議論をお願いしたいのは６ページのところでございますけれども、これらに加えて、こども家庭福祉分野の相談援助の経験を積みうる指定施設として追加をしてはどうかという内容になっておりますが、まず、現行の通知で定めている範囲の６ページの矢印の上の点線のところに、保育所と都道府県・市町村の相談部署が書かれております。

この関係は今までメンテナンスをこまめにしてこなかったことは否めないところではございますけれども、今回追加してはどうかと考えているのが赤字のものでございます。保育所と同じような性質でこどもと家庭への相談に関わりうる放課後児童クラブですとか保育周りの事業等々に加えて、一時保護施設や親子関係形成支援事業などの事業所等を追加してはどうかという内容になっております。

７ページ目は、こども領域の事業の中で、こども家庭周りの相談援助経験を積みうる指定施設になじまないものと判断したものは何かというものが、７ページの下、「非該当施設・事業」と書かれているところですが、こんにちは赤ちゃん訪問ですとかファミリーサポートセンター事業、意見表明等支援事業、助産施設等は、こども保護者への相談援助の経験を積みうる施設には当たらないのではないかということで、含めない形で御提案をさせていただいております。

こうした検討の背景にある事情の１つとして、９ページ目でございますけれども、現在、児童福祉司の人材確保について、都市部を中心に全国の児相で採用と人の確保に大変苦戦をしていると。有為な人材をできるかぎり確保していきませんと、こどもと家庭に対するソーシャルワークにも影響を及ぼしていく中で、配置基準が満たせない状態になっている自治体も出てきているところでございます。その一方で、このあと６年度以降たくさんの自治体においてさらに児童相談所の設置増設を予定していて、この後５年程度で34か所の増設が既に検討されているところでございます。

こういったことも相まって、さらに最終ページでございますけれども、一部、都市部を中心とする自治体の中に、児童相談所長の確保についても幅広く有為な人材の中からより適切な人材を確保したいんだけれども、なかなか厳しい状態になっているというお話も伺っております。

○の２つ目でございますが、児童相談所長は、現場経験に加えて所全体のマネージメントの能力が重要でありますので、有為な人材の登用のために以下の見直しを行ってはどうかということで、改正の提案の内容を一番下に書かせていただいております。

児童相談所長の要件として、市町村と都道府県設置の福祉事務所、さらに児相における虐待に係る相談援助業務の実施に関して、必要な助言、指導等のスーパーバイズを行う業務に２年以上従事してきている、かつ、児童の福祉等の福祉業務に５年以上従事した者の中で、都道府県知事が前各号、この前各号と言っておりますのは、児童福祉法の施行規則２条の１号から８号を指しておりますが、前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者という形で、児童相談所の中であろうと、例えば本庁のようなスーパーバイズの立場であろ

うと、そこから虐待の相談援助に関するスーパーバイズを行ってきたような経験があって福祉業務の経験も一定ある方の中で、マネージメント能力等々からふさわしい人を都道府県知事の判断で選定をしていけるようにしてはどうかという内容としております。

御説明のほうは以上でございます。

○山縣部会長　同じように、挙手機能等を使って御意見をいただこうと思いますけれども、畑山委員が２時ぐらいで退席と伺っていますが、何か一言意見があれば。

○畑山委員　３時ぐらいまでいられることになったので大丈夫です。ありがとうございます。

○山縣部会長　分かりました。

では、御意見のある方、自由に挙手をお願いします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員　御説明ありがとうございます。

加わる事業所に、産後ケア事業所または訪問看護ステーション等もありますでしょうか。

○河村虐待防止対策課長　どちらも、今、追加の対象としては提案させていただいていない状況かと思います。基本的に、こども自身と家庭に対する両方の相談援助の経験を積みうる範囲を児福司の指定施設とさせていただいているところでございます。

○山縣部会長　その上で、秋山委員、御意見はございますでしょうか。

○秋山委員　それであれば、この２つは医療関係等に含まれると考えればいいでしょうか。

○河村虐待防止対策課長　今、秋山先生がおっしゃられているのは、児福司の任用資格の指定施設の範囲の御議論でよろしいでしょうか。

○秋山委員　相談事業を受けているので、人材育成に協力できると思ったので質問しました。

○河村虐待防止対策課長　指定施設の中に、６ページに赤字で列挙させていただいていますように、ここに、訪問看護ステーションと産後ケア事業所を加えるということでございますか。

○秋山委員　そうです。産後ケア事業所とか訪問看護ステーションの事業の相談事業を調査していただいて、今後、加えていただけるのであれば検討していただきたいと思います。

お願いします。

○山縣部会長　今後の検討ということで、実情を踏まえてという秋山委員の趣旨だと思います。こども関係のことがたくさん入っておれば可能性があるんじゃないかという。ありがとうございました。

では、藤林委員。

○藤林委員　２点あります。

まず、資料２の９ページですけれども、この問題の背景にあるのは、人材の確保ができないことが課題ということで説明がありましたけども、一方で、児童福祉司として任用したけれども途中で離職するとか、例えば早期に異動希望があるとか、これら問題も一方でしっか

りと対策を講じていく必要があると思っております。

「こどもまんなか実行計画2024」でも、職員に対するメンタルケアが行われていますけど、単なるメンタルケアということだけではなくて、児童福祉司、児童相談所職員全体に対する人材確保、人材育成をどのようにしていくのかというのは重要な視点だと思いますので、メンタルケアだけにとどまらず、組織の在り方、組織マネージメントの在り方も含めて、調査研究であるとか具体的な予算化施策も検討いただきたいと思っております。

ちなみに私ども、西日本こども研修センターでは、離職防止に役立つような人材育成研修をメタスーパーバイザーを対象に全国６ブロックで開催しておりまして、年々内容をブラッシュアップしています。今年度は「トラウマインフォームドな職場づくり」をテーマにしておりますけれども、法定研修でないので参加されない児相も少なくないかなと思っています。ぜひこの機会にこども家庭庁からも、こういった研修が行われているということを周知していただければありがたいと思っています。

関連して、これは質問なんですけれども、来年度６月からは一時保護開始時の司法審査が始まるわけですけれども、先ほど児童相談所設置予定自治体がいくつもあるということで、児童福祉司の人材確保が必要ということでしたけれども、一時保護開始時の司法審査が始まるにあたって、これに関連して児童福祉司の増員予定はどうなっているのか。以前は、確か何らかの説明があったように記憶していますけれども、現時点でどのような予定なのかというのをお尋ねしたいと思います。

それから、10ページの児相長の要件の追加ですけれども、確か以前、どこの検討会か覚えてないんですけれども、児相長の要件について意見を述べたことがありました。というのも、2016年の改正児童福祉法では、従来の医師、児童福祉司、心理職以外に、弁護士と保健師が児童相談所職員と位置づけられたわけですから、児相長要件にも加えるべきだというふうに主張したことがありました。

そのときは意見を言いっぱなしで、その後何も返ってこなかったんですけども、改正のイメージ案をよくよく見ますと、「必要な助言、指導、その他の援助を行う業務に二年以上従事する」ものの中には、例えば児相内部で勤務している弁護士や保健師なども含まれると解釈していいかどうか、これもお答えいただければと思います。

以上です。

○山縣部会長　２点の質問があります。お願いします。

○河村虐待防止対策課長　まず、司法審査につきまして、今年の年明けに出させていただいたマニュアルに沿って、全国で試行運用の御協力をたくさんの自治体にお願いをしてやっていただきまして、その中でタイムスタディーを取っております。

どの工程にどのぐらいの時間と人を要しているかというのを取らせていただいて、今、集計作業中でございますけれども、このあとどのぐらいの作業フローの積み上げになるというのを中で精査させていただいて、児童福祉司などの増員関係のいわゆるプランにつきましては、まさに司法審査も踏まえて必要な見直しをしていくというふうに定まっておりま

すので、この後、私ども、総務省等にも同時並行で相談を進めていきたいと思っているところでございます。

また、児相長要件について、10ページの改正イメージのところに、弁護士、保健師等々、児相の現場の中に入って長年やっておられる中でスーパーバイズをする層を担って、いよいよ所長さんに登用したいんだけれども、今のこの規定だとできないという話はほかの自治体からも聞いておりまして、そこの改正イメージの中の、まさに虐待に係る相談援助業務の実施に関して必要な助言、指導、その他の援助を行ってきた方に該当すると思っておりますので、この改正、施行したときには読めるようになると考えております。

○山縣部会長　ありがとうございました。

ほか、御意見ございますでしょうか。相澤委員、お願いします。

○相澤委員　任用要件の資格の御説明ありましたけども、これだけいろんな改正が行われて、資料６を見ても、ページで言うと13ページですけど、ガイドラインを加えたらめちゃくちゃなページ数になるんだろうなと。そういったものをきちっと理解をして任用していくとなると、研修というのはとても大事だと。児童福祉司の任用研修とありますけど、こういったものをきちっと充実を図っているということは非常に重要だろうなと思っています。

先ほど藤林委員が言ったように児相長の法定研修、こういった研修の内容も充実を図っていかないと、きっと難しくなっていくだろうなと思いますので、そういう意味では研修の在り方を検討していただくということも１つかなと思っています。西日本あかしや虹センターも私は委員として関わらせてもらっていますけど、非常に頑張っておやりになっていますけど、そういう意味ではセンターの充実・強化といったことも、今後きちんと考えていただきたいなと思っています。

もう１つ、こども家庭ソーシャルワーカーの仕組みを作りましたので、なかなか法律で縛るのは難しいでしょうけども、一定そういった人の割合も示していただいてそれを目指すとか、そういったことをしていかないと、結局いろんな方が登用されても、専門家がいないと人材育成にならないのでございまして、そういった意味できちんとした専門家がいる相談所の体制を作っていくことが、とても大切だと思っております。

以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございました。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員　今お話がありましたように、児童相談所長研修は法定義務ということで20年ぐらい前から始まっているわけですけれども、実態を見ると非常に経験の少ない方も児童相談所長として配置されるということは現状あるわけです。

そういう背景もあって義務研修を行っているわけですけども、ベテランのキャリアがあって所長になる方とそうでない方に非常に格差がある。したがって、研修の内容についても講師がずいぶん苦労する。新しい方に情報を伝えるということと、十分経験を積んだ方を前提に情報を伝えることが混在していて、これはずっと昔から課題だったわけですけど、なか

なか改善されていないというのが現状としてあります。

もう１つ、児童相談所の所長の権限ということが求められる中で、そこの専門性はかなり問われると思うんですね。

先ほど相澤先生にソーシャルワーカーの資格のことにも触れていただいたんですけども、資格を取った後の育成のルートを、これも別のところで意見を出させていただいているところですけれども、資格取得の後が大事なわけで、せっかく資格をとった児童福祉分野で専門性を発揮しようとされている方が全然違う部署に行ってしまうということになれば本当に大きな損失ではないかなと思うわけで、きちんとキャリアを積んで所長になっていくというルートを構築できる育成体系の検討を進めていっていただければありがたいなと思います。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

では、北川委員から。

○北川委員　里親の立場で児童相談所長がどんどん変わっていくときに、いい流れと思うときは、トップがこどもの最善の利益に基づく事をしっかりと分かっている方が所長になると、全体が全然変わってくるという実感です。

こども家庭庁ができて、こどもが権利の主体であると、今までとガラッと変わってるんですけれども、地方自治体に行くとまだまだ子どものことを今まで保護とかそういうところで捉えていたところもあります。その意識がまだ弱い中で、所長さんには最前線をこどもたちのために歩んでほしいと思うので、トップが変わっても児童相談所全体が変わらないような専門性を身につけてほしいと思います。現場に影響しますので、その辺の研修だとか倫理観だとか、ぜひ整えていってほしいと思います。

○山縣部会長　川松委員。

○川松委員　ありがとうございます。

所長さんを育てていくことはとても大事だと思うんですけども、そのためには児童相談所で長く働いていただく方がたくさんおられるという状況が作られないといけないと思います。課題は、異動が激しいということで、県庁のルールにのっとって定期的に異動されて人が出ていくという状況になっているところがあると思います。将来に向けてスーパーバイザー、そして、所長になる方たちを長期にわたって育てていくことが必要で、そのために長く勤務できるということが必要だと思います。自治体では人事異動にかなり課題を抱えておられるのではないかなと思います。

この点については自治体がそれぞれお決めになることなのでなかなか言えないところですけれども、できるだけ長く継続して勤務できるような異動サイクルについての検討をしていただくとともに、人材を育成していく計画を各自治体でつくっていただきたいと思います。研修だけではなく、キャリアアップのための人材育成計画を策定し、いろんな職場をジョブローテーションしながらまた戻ってくることができるとよいと思うんですね。

自治体の中に複数の児相をお持ちの自治体であれば、児相を異動する中でキャリアアップできると思うんですけども、単一の児童相談所だけという自治体では、なかなかキャリアアップを図っていけない実情があると思います。そういう場合は、仕事上で行き詰まってしまうと、結局異動先がなければお辞めになるということが出てくると思うんですね。だから、単一の児相の自治体は、そういう意味ではより人材を育成していくというところで課題がおありじゃないかなという気がします。

自治体によっては、様々な福祉系の職員の人材育成計画を立てているところもあると思いますので、そういう事例を紹介していただいて、自治体でできるだけ長く勤務しながらキャリアアップできるような仕組みを作っていただけるように、何らかの方策を検討していただけたらなと思います。以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

では、上鹿渡委員。

○上鹿渡委員　人材確保についてですが、これから新たに34か所ということで、既に足りていないのにまだまだ足りなくなるという状況で、すぐに児相で働ける人を、という感じで集められているところもあると思うのですが、もう少し長い目で考える必要があると思っています。例えば高校生、もしくは中学生とか、今後の自分の将来を考えるときに、こども家庭福祉の分野とか児童相談所という選択肢が入ってくるかもしれない時期に、そんなに多くはないかもしれませんが、他の専門職との並びで考えてもらえるような状況になるとよいと思っておりました。

そのためには児童相談所のイメージが重要で、一般的なイメージは、大変そうだし、ニュースで見るときにはいつも謝っているという感じだと思うのですが、特に最近法改正されて、児童相談所、その職員として、これまでできなかったこと、こどものためにやりたかったことができるようになってきて、パーマネンシー保障だとか、本来すべきことができるようになってきている。この辺りをもっとしっかり伝えたり、既にできているところでやり甲斐を持って取り組まれている児童相談所の方々のお話がもっと広く発信されると、イメージが変わってくるのではないかと思います。

高校生、大学生で、こどもの食堂をやったり学習支援したりということも多く見られるようになってきた中で、自分たちよりも年下のこどもを助けるとか支援するということに取り組む方々も出てきていますので、そのような方々にも知ってもらう、関心を持ってもらえるような対応ができるといいのではと思いました。福祉が関わらないと救えないこどもの命があるということ、医療や心理だけではなく、まずは福祉の対応が必要とされる状況もあり、子ども家庭福祉の重要な役割について若い方々にもっと伝えていけたらと思います。

以上です。

○山縣部会長　このパートにつきましては、ここら辺で議論を打ち切りたいと思います。

こちらも非常にたくさんの意見・提案が出ました。非常に現実的な問題として大学等福祉職希望者が非常に減っている。一方で、福祉職の配置が増えているという中で、非常に現場

では難しい状況になっていると実感しています。加えて、民間の新資格としてのこども家庭ソーシャルワーカーもいよいよ今年から動き始めています。

事務局に提案ですけれども、こども調査研究のほうでその辺の人材確保、何回か確かやられたと思うんですが、こども家庭ソーシャルワーカーを含めて人材確保の実態、優れた事例とか、こども家庭ソーシャルワーカーの動向についての調査研究を提案いただくのは可能かどうか、また、それも検討いただけたらと思います。そのデータをもとに議論すればいいのかなという感じがいたしました。

続いて、２つ目です。

ヤングケアラーに関する法改正の施行ということで、資料のほうには、加えてこどもまんなか計画についての国の動きの資料もつけていただいておりますので、両者合わせて少し時間を取るかもしれませんけども、事務局のほうから説明をお願いをしたいと思います。

よろしくお願いします。

○河村虐待防止対策課長　山縣先生が最後におっしゃっていただきました人の確保関係で、既に今年度、調査研究を幾つかしておりますのと、この後こういった、先ほど多数の委員からも御指摘ありました人の養成関係が非常に重要ですし、調査研究を立てようとしているものがございます。いずれにしても、次の部会のとき辺りに、人の確保、養成、育成シリーズについて現状の報告をさせていただくようにしたいと思います。

続きまして、資料３以降の御報告関係のものを一気に御説明をさせていただければと思います。

資料３は、ヤングケアラー関係につきまして、この間の子ども・子育て支援法の中で改正事項を盛り込みまして、部会では12月に御審議をいただきましたけれども、無事６月に成立をいたしまして、ヤングケアラー関係の内容につきましては公布日施行でございましたので、事務局で準備をして施行通知を出させていただいております。資料３につきまして、自治体にこの施行通知に併せて、改正の趣旨ですとか背景についての説明をさせていただいている資料でございます。

１ページに、まさに法改正の経緯・概要を書かせていただきまして、２ページ目、３ページ目におきまして、自治体に対してヤングケアラーの支援に関して、現場で、やや明確なイメージがつかめていない、実体像のイメージが十分しきれてないところがあるという御指摘もある中ですが、ヤングケアラーの中で特に２ページの②ですけれども、支援の必要性・緊急性の高い者、とりわけケアの対象者が保護者である場合ですと、こどものみで担っていたりして、かつ、時間としても非常に長かったりするようなケースがあるということを自治体に対して御説明をしている内容になります。

４ページ目以降が、施行通知の概要になっています。

一部エッセンスを御紹介させていただきますと、今回法改正において、ヤングケアラーに関して家族等の介護等を過度に行っていると認められるこどもという形で、法制上そのように規定をしたところですが、一番最初の定義のところですけれども、「過度に」とい

うところについては自治体の中で判断のぶれながないように、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間、また、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間を奪われたり、ケアに伴って身体的・精神的負荷がかかることによって負担が重い状態、この負担が重い状態を指すものであるということを明確化した上で、その範囲を狭めることがないように十分留意をして、御本人の客観状況と主観的な受け止めを両方踏まえながら、こどもの最善の利益の観点から個別に判断をするということをお知らせしております。

また、４ページ下の「具体的な支援の在り方」のところ、「（１）ヤングケアラーの把握」でございますが、基礎自治体たる市区町村において学校等の協力も得ながら、記名式等の支援を必要としているお子さんがどなたかということを把握することが可能な方法で調査をしてほしいということをお伝えをしております。

その上で５ページ目、支援の必要性、緊急性の高い層に対する優先的な支援として、生活保護ですとか、児扶手の受給台帳等からのアプローチであるとか、精神保健福祉領域との連携によるアプローチ等について具体的にお示しをした上で、こういったアプローチによってプッシュ型での支援についての検討をしてほしい旨をお書きをしております。

６ページの（２）の②のところで、18歳以上に関しては基礎自治体の中で明確な窓口がないところが多いわけですけれども、18歳以上に関しては、主に広域自治体たる都道府県においてオンライン等も取り入れた上で相談支援のプラットフォームを整備をしていってほしいということをお示しをしております。

③のところで、具体的な支援内容について別紙に飛ぶ形になっておりますが、御家庭の状況によって、介護保健だったり障害福祉だったり、あとは、子育て世帯訪問支援事業等々のこどものサービスだったり、いろいろな外部サービスの導入を、相談支援機関と連携しながら進めていかないといけませんので、あと、お子さんの状態によっては就労支援ですとか、福祉以外のサービスが必要になることもありますので、そういった具体的な支援内容について厚労省等々とも協力をして、全部摘出する形で別紙を今回お示しをしております。

そのほか、（３）以降、支援にあたって留意すべき事項等々について具体的に今回お示しをして、自治体に今月発出をさせていただいたところでございます。

このあと、自治体へ向け、都道府県と市町村でそれぞれ役割が違いますので、それぞれをターゲットにした説明会等で自治体の理解と施策の推進を十分図っていただけるよう、協力をお願いしていきたいと考えております。

続きまして、資料４でございます。

こども大綱のもとで作られました「こどもまんなか実行計画」でございますけれども、実行計画は毎年度改定することになっておりますが、実行計画の策定に向けて部会の委員の皆様からもメール等で御意見を頂戴をして、山縣部会長から基本政策部会で議論いただいたところでございます。

それも踏まえて、今年度の実行計画としてお示しした非常に多岐に渡る内容について、主に大綱に沿った形で、大綱に関連する予算事業等を記載しているものになりますけれども、

決定をさせていただいておりますのでこちらも御報告を併せてさせていただきます。

続きまして、資料５は、いわゆる骨太の方針でございます。

骨太の方針についても、こども家庭周りにつきまして、下線が引いてある辺りですけれども、こども家庭センターの体制強化ですとか、家庭支援事業の充実や利用促進等々に加えて、一時保護所の環境改善、認定資格の資格取得促進など改正児童福祉法に基づく施策の推進、こども・若者シェルターや虐待等により困難に直面している若者支援の充実、児童福祉司等の児童相談所の質・量の体制強化、ヤングケアラー支援に関して記載がなされているところでございます。こちらも６月21日に閣議決定されておりますので、御報告をさせていただきます。

続きまして、資料６につきましては、こちらの部会でも長らく御審議をいただいてまいりました。今年の４月１日施行の改正児童福祉法につきまして、施行にあたって発出した通知自体は非常に膨大な量になっておりますのでお付けできておりませんが、資料６で付けさせていただいたものが、まさに施行の一式の様々な通知類の見取り図と言いますか、目次になっている通知でございまして、２ページ以降にそれぞれの改正項目ごとに核となる中心的な施行の通知について列挙して、この内容についてはこちらの通知を御参照くださいという形で作成をして、３月30日に発出をさせていただいておりますので御報告させていただきます。

施行関係につきましては、例えばこども家庭センターの市町村設置状況ですとか、６年４月１日以降の状況につきまして、今いろいろと自治体にも御協力をお願いして状況の調査をやっているところでございますので、次の部会の機会等に御報告をさせていただければと考えております。

資料３～６につきましては以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございました。

基本的には、報告というニュアンスの資料説明でございました。

ヤングケアラー以下、資料３～６まで、特に時間指定はしませんので、必要なところで御意見をいただけたらと思います。

増沢委員、手が挙がっておりますので、よろしくお願いします。別途、委員提出資料も提出していただいておりますので、場合によってはそれも含めてお話しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○増沢委員　意見資料を提出させていただきましたのは、まさにヤングケアラー支援に関するところが主です。

ヤングケアラー支援というのは非常に重要と思っております。それは虐待の防止にも密接に関わる話だと思いますし、特に親の精神疾患とかアルコール等の嗜癖、自殺企図、そういった保護者のもとにいるこどもにとって、先ほど御説明ありましたように、それは看病といったレベルをはるかに超えた精神的負担です。

エビデンスとしても、それがこどもの長期的予後、心的発達等に悪影響になることは世界

的にも示されているところで、また、精神疾患の問題については虐待による死亡事例の検証報告、19次報告までなされているわけですけれども、特に０歳児死亡とか心中による虐待死における保護者の精神疾患の問題というのは既にずっと指摘され続けてきています。

こういった問題に対しては、精神保健・医療領域との連携は欠かせないと思うんですけれども、昨今、こども家庭センターの機能強化ということで、児童福祉部門と母子保健の協働が図られ、これはとても意義があることだと思いますが、そこに精神保健センターや精神科医療機関等が関わった、特に周産期の支援システムの構築というのを急ぐべきではないかなと思います。問題なのは、精神保健福祉センターは県レベル、市町村というのは市レベルというところの連携が十分でない点が課題かと思います。

また、心中による虐待死というのは、全虐待死事例の半数を占めているわけです。とかく心中によらない虐待死に注目が行きがちですけれども、半数は心中。そこには精神疾患の問題への対応に加えて、親子心中は拡大自殺という側面が色濃くありますので、自殺予防の観点がとても重要です。それから、虐待を受けたこども・若者においては、思春期、青年期の自殺のリスクが高まる可能性はあって、その防止にも努めなくてはいけない。そういったことを含めると、児童虐待防止対策の取組においては、自殺総合対策、地域の自殺防止対応とも連動して検討していくことが必要ではないかなと思います。

ヤングケアラー支援においては、生活保護の問題などとかいろいろあるんですけど、複合的な課題を抱えていて、１つの機関だけではなかなか対応が難しい。特に精神疾患のいるこどもが学校に行って、学校の先生がその状況を理解して子どもへの配慮や対応ができるのか。そういったときに、機関協働、要するに情報の共有は不可欠となります。一方で、個人情報保護法で、情報の共有には本人同意と相当の理由が条件としてあるわけですけれども、ヤングケアラーの当事者は自分の家のことを語りたがらない。そこを配慮しながら進めていくことも大事ですけども、「相当の理由」という中に、支援のための情報の共有は重要なんだという社会全体のコンセンサスが必要ではないかと思っています。

個人情報保護法の壁のほうがずっと厚くて、支援よりもそちらを優先する向きが機関によってはないわけではない。実は世界的に見ると、オーストラリアの例ですけれども、情報共有の課題、共有の難しさについて、国のプライバシー保護法というものが、機関間協働の主要な障壁となっているとのパブリックコメントを出して、法改正を求めています。

それを受けてオーストラリアでは、こども・若者法という基本法があるんですけれども、そこの改正の中で支援を優先させた情報共有ということが謳われる。そういった検討も進めていくことが大事かなと。非常に難しい議論になると思うんですけれども、支援を優先するための情報共有はきちんと議論すべきだなと思います。

それと、ヤングケアラーとは違って、先ほど資料６までの報告の中で、児童相談所職員のメンタルケアについても触れていて、成り手がいなくなるという問題も含めて大きな問題です。よく言われるのは、児童保護を目的としたケース介入に大きなストレスがかかること、およびそれに対する社会的重圧も非常に高い。そういう中のストレスは相当だと思います。

またそれだけではなく、昨今SNS等で職員の個人を特定した事実根拠ない誹謗中傷が散見されます。これは大きな心的ダメージとなります。こうした状況に対してどうしていいか分からずに泣き寝入りしているような状態が結構あるのではないか。名誉棄損で訴えるという方法もあるのかもしれないですけれども、支援者側が支援を受ける側にそういうふうにしないことの方が多い。SNSの誹謗中傷の問題は様々な領域でも指摘されるところですが、コンプライアンスにのっとって、こどものための支援をしている支援者に対して根拠のない誹謗中傷をしていくことについては、こども家庭庁で解決できる話ではないですけれども、１つの大きな社会的問題として提示すべきではないかと思います。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

藤林委員、お願いします。

○藤林委員　私からは、こどもまんなか実行計画について少し意見を述べたいと思います。

資料４の４ページに、「児童相談所におけるケースマネージメント体制の構築」といったことが書かれておりまして、これはとても重要な方針を示していただいたなと思います。

ここでは「パーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネージメントを徹底できるよう、必要な体制構築に向けた取組を推進」と書かれているわけですけれども、この推進というのは各都道府県に任せるのか、またはこども家庭庁として何をするのかお尋ねしたいところですけれども、時間がありませんので意見だけ述べたいと思います。

このテーマについても、私は以前、社会的養育専門委員会かどこかで意見を述べたと記憶しているんですけれども、本来、児童福祉司の配置標準の算出方法においては児童虐待相談件数が加味されているわけですけれども、本当にケースマネージメントを徹底するのであれば、社会的養護に措置されているこどもの人数も加味した児童福祉司の配置標準の算出が必要ではないかなと思っております。

先ほど、司法審査の導入に関連して児童福祉の増員を検討というふうに言われておりましたけれども、それと併せて、児童福祉司の配置基準について、ケースマネージメントを徹底するというのであれば、ぜひこの点についても検討いただいて、全国の自治体にお示しいただきたいと思います。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

北川委員、お願いします。

○北川委員　増沢先生おっしゃったように、精神疾患の親御さんがいて、その中で生き抜くという。でも、生き抜けなくて、自分のこどもと一緒に心中しようと思ったお母さんに会ったこともあります。あまりに実親の暴力が激しくて警察に救われたという方もいましたし、ふだんはいいお父さんなんだけど、お酒を飲んだときに暴れたり暴力を振るう。そういう中で、北海道だと夜中に石炭小屋で過ごしたとか、そういうことが実際にあります。どちらもいろいろ治療が必要だという状況で、その辺は本当に難しいケースワークなので、こういう

ことに対してもうちょっと研究が必要です。

どうしたらいいんだろうというところを、現場、現場でやっているわけですけれども、もう少し精神疾患のリアクションがある場合の子育てをどう社会が支えていったらいいんだろうということを、方向性が出たら、難しいかもしれないですけど考えていきたいなと思って聞いていました。

あと、５ページ目にアンケート調査があります。そのときに、先ほどのヤングケアラーの方たちの家庭内の非常にデリケートな問題なので、一斉にアンケート調査を採って、みんなチェックしないのに自分だけ残ったりすると、そういうことを書きたくないということもあると思うので、アンケート調査の採り方が、家に帰ってからできるとか、SNSでお手洗いに行ってからできるとか、ちょっと工夫しないとだめなんじゃないかということ。

札幌市のときも調査のときに話し合われたので、単にアンケートではなかなか開示してくれないのではないかなというところを、ちょっと気をつけてほしいと思いました。

以上です。

○山縣部会長　細かい御配慮ありがとうございました。

秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員　資料３、今の北川委員の意見と似ていますが、ヤングケアラーの把握については、１つは、学校でのアンケート調査は有効ですが、教師の負担を軽減する方法を採用する必要があると思います。具体的には調査の形式を簡素化して、オンラインシステムを利用して自動化を図ることが考えられます。

２つ目ですが、これも先ほどの委員と同じですが、家庭からの事前情報を収集することも重要です。これにより、こどもの家庭環境とケアの実態を把握しやすくなります。

しかし、これらの情報収集には、個人情報保護法の柔軟な運用が求められます。個人情報保護法は、基本的には個人のプライバシーを守るためのものですが、ヤングケアラーの支援、また、児童虐待の早期発見という公益性を考慮して、情報の適切な利用を求めていただきたいと思います。そこで、法の枠組みを守りつつ柔軟な対応を行い、早期発見と支援の体制を整えていただきたいと思います。

次に、資料４の家庭支援事業について意見を述べます。

社会的養護を必要とするこどもを対象に、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児などが挙げられていますが、夜間保育を利用するこどもにも対象となるこどもが存在する可能性があります。夜間保育を利用する家庭は、親の仕事の都合など特別な事情を抱えている場合が多く、こどもが十分な家庭環境で育っているか確認する必要があります。しかし、夜間保育の実態調査は、利用時間帯や家庭のプライバシーなどから実施が非常に難しいのが現状です。

しかしながら、これらのこどもたちの実態を把握することは極めて重要です。具体的には、夜間保育施設での定期的なモニタリングやこども家庭センターによる家庭訪問を通じてこどもの生活状況を把握し、問題が発見された場合には、速やかに適切な支援を提供する体制

を整えることが求められます。ある夜間保育所で、こどもが「ここに来ているだけで安心だ」と聞き、ひょっとしたら知られざる一時保護になっているかもしれません。

こども家庭支援センターと連携を強化し、情報の共有等、協力を進めることで、支援の質を向上させることができるのではないかと思います。夜間保育を利用するこどもたちの健全な成長と発達を支えるために、家庭支援事業として検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山縣部会長　夜間保育、認可外の夜間保育も含めて非常に厳しい育ち環境にあるお子さんがいらっしゃると理解しています。ありがとうございました。

続いて、畑山委員お願いします。

○畑山委員　資料３の６ページ、ヤングケアラーについてですけれども、（２）の①にある文章の中で、「当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、サポートプラン作成に向けた働き方を丁寧に行う」とあるんですけれども、そもそも「支援を拒否」というニュアンスにすごく違和感があります。拒否しているわけではない場合もあるのかなと。ヤングケアラーであることを、こども自身であったり、家族が認識したり受け止めたりすることが難しい段階にある方もいらっしゃるんじゃないかと思いました。

三菱UFJさんが令和３年３月に行ったヤングケアラー実態調査においても、相談しない理由の中に、「相談するほどのことでない」とか「相談したいと思えないから相談しない」という声もありました。サポートプラン作成がゴールでいいのか、作成するまでというので実現可能なのかみたいなところもすごく違和感を感じました。サポートプランを立てられないから支援の枠から抜け落ちないように、サポートプランを作れない場合においても、ほかの支援者の中での見通しを立てた、どういった関わりをするのかみたいなところをカバーできるような仕組みをぜひ作っていただきたい、議論していただきたいと思いました。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございます。

川村委員、お願いいたします。

○川村委員　ヤングケアラー支援の資料３の５ページ、支援の必要性、緊急性が高い者への優先支援と書かれています。特に優先支援を行う必要性の高いケースとして、保護者に病気や障害があったり、ケアの担い手がこどもだけ、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定されているとあります。

さらに具体的なアプローチが書いてある中で、精神保健福祉分野との連携によるアプローチとありまして、精神科医療などについて触れられていますが、この辺りについて考えることですけども、「特に優先的に」という意味では、そういった保護者とか、精神保健分野、精神医療が限定的に取り上げられているんですけれども、例えば病気や障害のある高齢者を病院から退院させる際に、こども・若者がケアの担い手として援助の資源に数えられてヤングケアラーにさせられてしまうみたいな実態も想定されると思います。

必ずしも保護者に対してのケアを担うわけではなく、おじいちゃん、おばあちゃん、ある

いは精神保健分野に限らない医療現場全般に言えることかなと思いますので、ここでは「特に優先的に」ということですのでこういう形で書いてあるかなと思うんですけども、今後の周知ですとかガイドラインの作成にあたっては、もっと網羅的にしっかり示していただけるとより望ましいかなと思いました。

以上です。

○山縣部会長　次、中村委員ですけど、その後、今回初めての委員参加ということで、松戸市の板花委員、指名させていただきますので、こどもまんなか計画に関連してのこども計画の話とか、こども家庭センターの話とか、何かありましたらお願いしたいと思います。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員　ヤングケアラーの資料３について、幾つかお話をしたいと思っています。

１つは、定義を先ほど課長から御紹介していただいきましたが、「過度に」というところに、かぎ括弧と下線が引いてありまして、もちろん「過度に」という部分をより具体的に書いていただいていると思いますが、まだまだヤングケアラーの実態が知られていない中で、市町村の方々が「過度に」というのをどう読むのかによって、制度から漏れてしまう若者がいるのではないかと懸念をしております。

ヤングケアラーの経験者の話とかを聞いていると、支援は入っていたものの、こども自身がいないような存在というか、支援が届かなかったという経験者の声をよく耳にします。というところでは、後半に、当事者に寄り添った丁寧な広報啓発が必要だと書いていただいていますけども、ここが重要なポイントになるのではないかと思います。資料に書いていただいていますが、知っていただくというか、もう少し市町村や地域の中で、これは社会問題なんだということの発信に力を入れて、こども家庭庁でも取り組んでいただけたらなと思っているというのが１点。

いつも分かりやすく抜粋をしていただいているので、本日の資料の文言だけではないのかなと思いながら、ヤングケアラーの支援の（２）の「③具体的な支援の内容と支援体制の整備」というところの、「子が主たる介護者となっている場合には、子を『介護力』とすることを前提とせず」。当たり前だと思いますが、これを改めて文章に記述しているのは何か意味があるのかちょっと気になりました。この文章が残っていること自体、ヤングケアラーの実態とか、まだまだ地域に知られてないということなのかなという理解もしました。文章を分かりやすく抜粋して説明をしていただいているからなのかもしれませんが。

全体的な話に戻りますが、資料１で意見させていただいたところにも関わるんですが、当事者というか、こどもの思いの部分がしっかり施策に反映されないと、結局、大人が作っても、こども・若者に届かないということになったらいけないなと今日の議論を聞きながら改めて思いました。ガイドラインとかを作っていく場合にも、ぜひ当事者の声を聞きながら、こども・若者たち、そして、保護者の方たちにも理解しやすいようなものを作っていただけるといいなと思いました。

以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童虐待防止対策部会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/44670211）からご覧いただけます。

○山縣部会長　ありがとうございました。

言葉の部分については事務局のほうからも丁寧に周知いただくようにお願いしたいと思います。

では、指名させていただいて申し訳ありません。板花委員、よろしくお願いします。

○板花委員　松戸市こども部の板花と申します。よろしくお願いいたします。

基礎自治体の立場での取組ということで、まず、ヤングケアラーのお話からさせていただければと思います。

松戸市では、５年前ぐらいに「ヤングケアラー」という言葉が非常に注目されだしたところもありまして、県の調査結果を受けまして、その中の松戸市の回答分というところについていろいろと分析をしまして施策を進めてまいりました。

「ヤングケアラー」という言葉自体が、これまでの委員の皆さんのお話でも定義が難しいというお話もある中で、こういったことがヤングケアラーに該当するのではないかということを、認知度をまずは高めようということで、虐待防止ネットワークであったり要対協といったところで、啓発することを進めてきています。

具体的な取組としては、ヤングケアラーの研修会を行ったり、学校、教育委員会と連携して、機関としては警察であったり、民生委員さん等とも理解を深めています。ヤングケアラーとしての案件も幾つか受けており、それらの事象についても分析をしております。

先ほど来、アンケート調査の話も出ていますが、アンケート調査につきましては、県の調査について冒頭申し上げたところですけど、母数が少なかったということもあって、例えば県と松戸市で大きな差があったかというと、地域差はあまり感じられず、母数が少ないのも、恐らく言葉の認知度が非常に高くなかったというところもあって、なかなか回答につながらなかったものと感じています。

先ほど、「過度に」というところを市町村としてどう解釈するかというお話もあったのですが、正直申し上げて「過度に」というのも、お子さん本人がどう感じているか、ご家族がどう感じているか、そもそもヤングケアラーということ自体を正しく認識できているかどうかによっても非常に差があることになると思いますので、ここについては、今、松戸市として過度なヤングケアラーをどうするかというのは判断しきれなくて悩んでいるところでございます。

先ほど、アンケート調査をやったほうがいいのではないかというお話もありましたが、私どもとしては個別の対応にも少し走り出しておりまして、今年度４月から、ヤングケアラーコーディネーターという専門の職員をこども家庭センターに配置しております。どのような職種でやっているかというと、教職員のOBが１名と、あとは社会福祉士１名を置きまして、学校であったり、個別の相談をしております。

そこで受けたものを要対協等で話し合ったり、関係機関に直接つなぐとか、庁内の機関もございますので、そういったところにつなぐようなことをしております。あと、ヤングケアラーの相談ダイヤルも今年度から開設しています。

あと、ちょうど今配り始めているところですが、個別の相談案件を受けたいということもありまして、「ヤングケアラー相談レター」と言いまして、チラシの中にヤングケアラーが何であるかということを書いたものがあるのですが、それを学校を通じて配布しました。

市内の小学校４年生から６年生と、中学、高校生に配布しまして、チラシがそのまま封書になるようにしてあり、それを切り取って直接投函してもらうとこちらでも相談することができるようになっています。また、その中にQRコードやメール、電話等の連絡先も記載し、直接連絡をもらえるように、そういったことも進めています。

相談の結果を受けまして、まだ母数としては非常に少ないですが、個別の相談が上がってきています。コーディネーターを置いたことによって、昨年度までのペースに比べると、今年度はまだ始まって３か月程度ですけど、昨年度並みの件数がもう既に相談が来ておりますので、これからまた、先ほどの相談レター等で相談件数が増えてくると思っております。その中で個別の事案として、どういうことがヤングケアラーとしてお子さんが認識しているかといったことも含めて、さらに取組の仕組みを考えていこうと思っています。

虐待防止ネットワークの中で、いずれにしても横の連携をとっていくことが、ヤングケアラーにしても虐待にしても重要であるということを市としてもお話をさせていただきまして、そういったことで情報共有するということも一方では進めております。せっかく今回参加させていただいておりますので、自治体の進め方等も含めて、この場でまたいろいろとお話をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございました。市独自の工夫をしていただいている様子がよく分かりました。成果も上がっているというお話でした。

残る時間５分程度になりましたが、今、佐藤委員と相澤委員の手が挙がっております。恐らくこのお二方で終わりになるかと思います。

佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員　ヤングケアラー支援に関わることで、資料３ですけれども、先ほど来、記名式等による実態把握についても触れられていましたが、これは学校等を通して調査するものであるとすれば、学年の異なるこどもたちが問われている内容を理解できる調査の項目にしていただく。つまり、分かりやすい質問項目にしていただいて、回答が得られるように御配慮いただきたいと思うことが１つです。

その中で、特に支援の必要性や緊急性の高いこどもについて優先的に支援をしていくということを考えたときに、またアンケート調査等によるアプローチという方法が５ページに書いてあります。こうした形でこどもがニーズを抱えているのではないかといろいろアンケート等を通じて状況や意見を聞かれることで、自分がそうした対象であるということについて認識をしながら回答することになります。例えば自分はそうじゃないと言って支援から遠ざかってしまうようなことはできる限り避けなければいけないと思いますので、こどもと関係ある方たちが丁寧に話を聞くということもあわせて、ぜひ配慮していただき

たいと思っています。

また、18歳未満については、こども家庭センターがサポートプランを策定しながら支援にあたることになっていると思いますけれども、18歳以上については特に都道府県が中心になって、比較的広域的に職業的なところもあわせて若者のサポートをしていくことになると思います。そのため、こども・若者支援の体制づくりというところでは、市町村と都道府県としっかり連動して支援体制をつくっていただけるように御配慮をお願いしたいと思っております。

また、ヤングケアラー等に気がつき、こども家庭センターなど支援につなぐ方を増やしていくというところでは、例えば家庭支援事業ですとか子育て支援事業に関わっておられる方たちが、初めのほうの議論とも重なりますけれども、例えば児童福祉司のような任用資格を得るための研修を受けて知識を備えていただくということはかなり意味があることだと思いましたので、それもあわせて申し上げたいと思いました。

以上です。

○山縣部会長　ありがとうございました。

最後になりますけども、相澤委員、よろしくお願いします。

○相澤委員　私は、ヤングケアラーの問題は、自分の地元で関わったりしておりますが、これは発見しづらいし、影響は大きい。ですから、いかに予防するかということがすごく大切で、こども家庭センターができて要支援家庭に支援をしようということで、例えば、介護の問題が生じてそこにこどもがいれば、当然これは要支援だというような考え方で介入していくことが必要だろうなと。こどもの数がただでさえ少ない中で、こども一人一人をどういうふうに育て、また、まんなか社会をつくっているということを考えたら、そういうサポートを積極的にやっていくということが１つ必要かなと考えております。

もう１つ、以前言ったかもしれませんけど、厚労省で走っているのは共生社会の実現で、重層的支援体制整備事業ですから、高齢と障害と生活困窮は連携しやすいような状況が見られるんですけども、こどもだけ置いていかれているような面があることは否めないと私は思っています。

こども家庭センターを、そういった意味では包括的な相談体制の中核に置いた市町村の体制を作っていくことが、今後のこどもまんなか社会を考えていく上においては、とても重要であると考えておりまして、そういった点で属性をいかに取っ払って、いろんな分野が連携をするかというようなことも考えて、こども家庭は家庭ですからみんな含まれているんですけど、障害も高齢も生活困窮もこども家庭も、属性を取っ払った連携の体制を考えていただくとありがたいと思っております。

以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございました。

地域福祉の視点、分野ごとではなくて、地域の中で考えていくことが重要と御指摘いただきました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童虐待防止対策部会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/44670211）からご覧いただけます。

最後のパートでは、ヤングケアラーについての御意見を非常にたくさんいただきました。ありがとうございました。恐らく支援がほとんどない状況で、今日話題になったような「緊急性」とか「過度な」というような言葉遣いがありますけども、できましたら、いずれこの領域でも予防的な取組とか、そういうところが話題の中心になるような環境にあればなと感じながら聞いておりました。

皆様方の御協力もありまして、ほぼ時間どおりに進行できたことを感謝いたします。

最後になりますけれども、事務局のほうから連絡事項等ございましたらよろしくお願いいたします。

○河村虐待防止対策課長　次回の日程につきましては現在調整中でございますので、また追ってお知らせをしたいと思います。

本日は、資料１の法改正関係につきまして、特に一時保護委託先に関しては、こどもとの人間関係ですとか信頼性がある者の登録が幅広くできるように、あと、手続上も速やかにできるようにというところはたくさんの委員から御指摘をいただきました。

また、面会通信制限関係につきましては、こどもの親に会いたいという気持ちに関してしっかり尊重できるようなガイドラインを示す等、しっかりと手続きを確保するようにという趣旨と、あとは、こどもに有害な影響を与える恐れが大きい部分について、かなり解釈の幅がありうる文言でもありますので、その関係につきまして、しっかりと現場の指針になりうるものをお示ししていけるように、引き続き部会のほうにも御相談をさせていただきながら制度関係の検討をさせていただきたいと思います。

事務局は以上でございます。

○山縣部会長　ありがとうございました。本日はこれで閉会としたいと思います。

次回、日程調整のほう、皆様またよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。